

令和5年度

富山県交通安全実施計画

富山県交通安全対策会議

目 次

1	道路交通環境の整備	1
(1)	生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	1
(2)	高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	1
(3)	幹線道路における交通安全対策の推進	2
(4)	交通安全施設等の整備事業の推進	2
(5)	高齢者等の移動手手段の確保・充実	3
(6)	歩行者空間のユニバーサルデザイン化	3
(7)	無電柱化の推進	4
(8)	効果的な交通規制の推進	4
(9)	自転車利用環境の総合的整備	5
(10)	ITS の活用	5
(11)	交通需要マネジメントの推進	6
(12)	災害に備えた道路交通環境の整備	6
(13)	総合的な駐車対策の推進	7
(14)	雪に強いまちづくりに対応した交通安全の確保	7
(15)	道路交通情報の充実	8
(16)	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	8
2	交通安全思想の普及徹底	9
(1)	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	9
(2)	効果的な交通安全教育の推進	11
(3)	交通安全に関する普及啓発活動の推進	11
(4)	交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	14
(5)	地域における交通安全活動への参加・協働の推進	14
3	安全運転の確保	14
(1)	運転者教育等の充実	14
(2)	運転免許制度の改善	16
(3)	安全運転管理の推進	16
(4)	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	17
(5)	交通労働災害の防止等	17
(6)	道路交通に関連する情報の充実	18
4	車両の安全性の確保	19
(1)	車両の安全性に関する基準等の改善の推進	19
(2)	自動運転車の安全対策・活用の推進	19
(3)	自動車アセスメント情報の提供等	20
(4)	自動車の検査及び点検整備の充実	20
(5)	リコール制度の充実・強化	20
(6)	自転車の安全性の確保	21

5	道路交通秩序の維持	21
(1)	交通指導取締りの強化等	21
(2)	交通事故事件等に係る適正かつ綿密な捜査の一層の推進	21
(3)	暴走族等対策の推進	22
6	救助・救急活動の充実	22
(1)	救助・救急体制の整備	22
(2)	救急医療体制の整備	23
(3)	救急関係機関の協力関係の確保等	23
7	被害者支援の充実と推進	24
(1)	自動車損害賠償保障制度の充実等	24
(2)	損害賠償の請求についての援助等	24
(3)	交通事故被害者支援の充実強化	24
8	交通事故に関する調査研究の充実	25
(1)	道路交通の安全に関する調査研究の推進	25
(2)	道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化	25
9	高齢者の交通事故防止対策の強化	26
(1)	高齢者に対する交通安全教育の推進	26
(2)	高齢者に優しい・思いやり運転の推進	26
(3)	地域ぐるみで高齢者を見守る気運の醸成	27
(4)	反射材着用促進に向けた活動の推進	27
(5)	運転免許を返納しやすい環境の整備	27
10	鉄道の安全確保	28
11	踏切道における交通の安全についての対策	32

第 1 章 道路交通の安全 第 3 節 道路交通の安全についての対策 II 講じようとする施策 1 道路交通環境の整備	第 11 次富山県交通安全計画 23 ~ 25 ページ参照									
推進事項										
ア 生活道路における交通安全対策の推進 イ 通学路等における交通安全の確保 ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備										
本年度の実施計画										
道路課										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種別</th> <th>実施内容</th> <th>事業量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とやまのみちフレッシュアップ事業</td> <td>歩道段差切下 路肩カラー舗装</td> <td>3カ所 4カ所</td> </tr> <tr> <td>県単独交通安全施設等整備事業</td> <td>防護柵設置 道路標識整備 区画線設置 自転車通行位置路面表示</td> <td rowspan="2">} 1式</td> </tr> </tbody> </table>	事業種別	実施内容	事業量	とやまのみちフレッシュアップ事業	歩道段差切下 路肩カラー舗装	3カ所 4カ所	県単独交通安全施設等整備事業	防護柵設置 道路標識整備 区画線設置 自転車通行位置路面表示	} 1式
事業種別	実施内容	事業量								
とやまのみちフレッシュアップ事業	歩道段差切下 路肩カラー舗装	3カ所 4カ所								
県単独交通安全施設等整備事業	防護柵設置 道路標識整備 区画線設置 自転車通行位置路面表示	} 1式								
交通規制課										
<ul style="list-style-type: none"> 「ゾーン 30 プラス」の整備を地域住民や道路管理者等と連携して積極的に推進 信号機の新設 信号灯器の LED 化、右折矢印・歩行者用灯器増灯、道路標識の高輝度化、横断歩道などの整備を推進 										
万葉線株式会社										
<ul style="list-style-type: none"> 平面電停のカラー舗装（再塗装）を実施（吉久） 										

第 1 章 道路交通の安全 第 3 節 道路交通の安全についての対策 II 講じようとする施策 1 道路交通環境の整備	第 11 次富山県交通安全計画 26 ~ 26 ページ参照
推進項目	
体系的な道路ネットワークの整備、適切な機能分化、高規格幹線道路等の利用促進など	
本年度の実施計画	
※本年度の取組はなし	

道路交通の安全についての目標

第 1 章第 2 節

交通事故死者数（24 時間以内）、事故発生件数（人身事故）、負傷者数及び重傷者数のさらなる減少を短期目標とし、究極の目標「交通事故のない富山県」へと漸進（前進）していく。

交通事故死者数	26	人以下
事故発生件数	1,992	件以下
負傷者数	2,309	人以下
重傷者数	287	人以下

※第 11 次富山県交通安全計画より引用

第 1 章 道路交通の安全
 第 3 節 道路交通の安全についての対策
 II 講じようとする施策
 1 道路交通環境の整備

第 11 次富山県交通安全計画
 26 ～ 30
 ページ参照

(3) **幹線道路における交通安全対策の推進**

推進項目

- ア 事故ゼロプランの推進 イ 事故危険箇所対策の推進 ウ 幹線道路における交通規制
 エ 重大事故の再発防止 オ 適切に機能分担された道路網の整備
 カ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進 キ 道路の改築等による交通事故対策の推進
 ク 交通安全施設等の高度化

本年度の実施計画

北陸地方整備局富山河川国道事務所

- 適切に機能分担された道路網の整備
 一般国道 41 号 大沢野富山南道路事業 L=12 km
- 改築等による交通事故対策
 交通渋滞の解消、立体交差化
 一般国道 8 号 豊田新屋立体事業 L=2.9 km

道路課

- バイパス整備

路線名	施行場所	施行年度
国道 4 1 5 号	富山市森～下飯野	H13～
国道 4 1 5 号	氷見市谷屋～大野	H20～
入善朝日線	入善町横山～藤原	R2～
宇奈月大沢野線	魚津市石垣新～大海寺野	H30～
魚津生地入善線	魚津市東町～黒部市石田	R2～

- 交差点の立体交差化

路線名	施行場所	交差点名	施行年度
高岡環状線	高岡市二塚	「二塚」、「二塚(西)」	H27～
高岡小杉線	射水市橋下条	「五歩一」	H28～

交通規制課

- 交通状況等を踏まえた交通規制の見直し
- 信号灯器の LED 化、右折矢印・歩行者用灯器増灯、道路標識の高輝度化、横断歩道などの整備を推進

中日本高速道路株式会社

- 高機能舗装、凹型路面標示の実施
- 日常的な道路巡回による道路損傷の確認及び補修の実施

第 1 章 道路交通の安全
 第 3 節 道路交通の安全についての対策
 II 講じようとする施策
 1 道路交通環境の整備

第 11 次富山県交通安全計画
 30 ～ 31
 ページ参照

(4) **交通安全施設等の整備事業の推進**

推進項目

- ア 交通安全施設等の戦略的維持管理 イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進
 ウ 幹線道路対策の推進 エ 交通円滑化対策の推進
 オ ITS の推進による安全で快適な道路交通環境の実現
 カ 道路交通環境整備への住民参加の促進 キ 連絡会議等の活用

本年度の実施計画

道路課

- 歩行空間の確保

事業種別	県		市 町 村	
	事業量	事業費	事業量	事業費
歩道・自転車歩行者道 (国庫補助、交付金、県 単独道路改良事業)	2.9km	2,059,000 千円	13.0km	1,621,600 千円
とやまのみち フレッシュアップ事業	一式	650,000 千円		
合 計		2,709,000 千円		1,621,600 千円

※市町村事業は、交付金事業費

交通規制課

- 信号制御機の更新
- 「ゾーン30プラス」の整備を地域住民や道路管理者等と連携して積極的に推進
- 地域住民等からの意見要望や交通状況などに応じて規制の見直し等を推進
- 交通状況に応じて信号制御や交通管制センターなどの改良を実施

第 1 章 道路交通安全
第 3 節 道路交通安全についての対策
II 講じようとする施策
1 道路交通環境の整備

第 11 次富山県交通安全計画
31 ~ 32
ページ参照

(5) 高齢者等の移動手手段の確保・充実

推進項目

地域公共交通のマスタープランの策定、公共交通サービスの改善、中山間地域における自動運転サービスの取組等Ma a Sのモデル構築等

本年度の実施計画

北陸信越運輸局・北陸信越運輸局富山運輸支局

- 地域公共交通のマスタープラン（地域公共交通計画）の策定を推進する。
- 最寄り駅と目的地を結ぶラストマイル自動運転や中山間地域における道の駅等を拠点とした自動運転サービスを始めとした、地域の自動運転サービスの社会実装を推進する。
- 新たなモビリティサービスであるMa a Sについて、地域課題の解決に資するモデル構想や普及を推進する。

交通戦略企画課

- 民営バス・公営バス等の路線維持対策への継続支援を行う。
- 持続可能な地域公共交通の確保・充実に向け、県内におけるMa a Sや新たなモビリティサービス等の創出・普及を推進する。

万葉線株式会社

- 中新湊駅スロープ設置
- 段差が少なく、高齢者が利用しやすい環境を整えるため、低床式車両6両を導入
- 分かりやすい定時性ダイヤ（日中15分間隔）
- 富山my route推進協議会へ入会（4/19）

第 1 章 道路交通安全
第 3 節 道路交通安全についての対策
II 講じようとする施策
1 道路交通環境の整備

第 11 次富山県交通安全計画
32 ~ 32
ページ参照

(6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化

推進項目
駅・公共施設等を結ぶ道路における、幅の広い歩道整備、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックの整備
本年度の実施計画
※本年度の取組はなし

第 1 章 道路の安全 第 3 節 道路の安全についての対策 II 講じようとする施策 1 道路環境の整備 (7) 無電柱化の推進	第 11 次富山県交通安全計画 32 ～ 32 ページ参照
--	-------------------------------------

推進項目
「無電柱化の推進に関する法律」に基づく無電柱化推進計画の策定、幅員が著しく狭い歩道などの新設電柱の占用禁止、既設電柱の占用制限、地上機器の小型化など
本年度の実施計画

北陸地方整備局富山河川国道事務所

無電柱化対策として電線共同溝として整備している箇所は以下のとおり

一般国道 8 号	高岡市昭和町地先	L=230m
一般国道 8 号	高岡市羽広地先	L=110m
一般国道 8 号	高岡市六家地先	L=140m

都市計画課

事業主体	事業名	全体事業量	R5 事業費
富山県	電線共同溝事業	1.28km 3 路線	66 百万円
富山市	電線共同溝事業	0.45km 1 路線	43 百万円

県事業

(都)高岡駅波岡線	29 百万円
(都)総曲輪線	20 百万円
(都)高岡伏木線	17 百万円
小 計	66 百万円

市事業

(都)綾田北代線	43 百万円
小 計	43 百万円

第 1 章 道路の安全 第 3 節 道路の安全についての対策 II 講じようとする施策 1 道路環境の整備 (8) 効果的な交通規制の推進	第 11 次富山県交通安全計画 32 ～ 33 ページ参照
--	-------------------------------------

推進項目
交通実態を踏まえた、交通規制・交通管制の点検・見直し、実勢速度や事故発生実態を勘案した速度規制の点検・見直し、きめ細やかな駐車規制の推進、信号表示の調整等の運用の改善、交通規制情報の質の向上及びデータベース化
本年度の実施計画
交通規制課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 速度規制の点検・見直し ・ 信号機の運用改善 右折矢印・歩行者用灯器の増灯、信号灯器のLED化、信号秒数の見直し ・ 交通状況等に応じた信号機秒数の運用、改善を推進

第 1 章 道路交通の安全 第 3 節 道路交通の安全についての対策 II 講じようとする施策 1 道路交通環境の整備 (9) 自転車利用環境の総合的整備	第 11 次富山県交通安全計画 33 ~ 34 ページ参照
推進項目	
ア 安全で快適な自転車利用環境の整備	
イ 自転車等の駐車対策の推進	
本年度の実施計画	
交通規制課	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車歩道通行可の指定・見直し、自転車横断帯の撤去など適切な自転車走行空間の整備の推進 	
万葉線株式会社	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電車内に自転車持ち運び可能な制度（サイクルトラム）を実施（2日前までの事前予約、詳細はホームページに掲示） ・ 9つの駅・停留場の駐輪場に看板を設置（ホームページにも掲示） 	

第 1 章 道路交通の安全 第 3 節 道路交通の安全についての対策 II 講じようとする施策 1 道路交通環境の整備 (10) ITS の活用	第 11 次富山県交通安全計画 34 ~ 35 ページ参照
推進項目	
ア 道路交通情報通信システムの整備	
イ 新交通管理システムの推進	
ウ 交通事故防止のための運転支援システムの推進	
エ ETC2.0 の展開	
オ 道路運送事業に係る高度情報化の推進	
本年度の実施計画	
交通規制課	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通状況に応じて信号制御や交通管制センターなどの改良を順次実施 ・ 交通信号機の集中制御化 	

第 1 章 道路の安全 第 3 節 道路の安全についての対策 II 講じようとする施策 1 道路環境の整備 (11) 交通需要マネジメントの推進	第 11 次富山県交通安全計画 35 ~ 36 ページ参照
推進項目	
ア 公共交通機関利用の促進 イ 貨物自動車利用の効率化	
本年度の実施計画	
北陸信越運輸局 <ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通確保維持改善事業により、地域公共交通網の再構築に向けた取組みを支援する。 貨物自動車の積載効率の向上により効率的な自動車利用等を推進するため、共同配送等による物流の効率化の促進を図る。 	
交通戦略企画課 <ul style="list-style-type: none"> 公共交通の利用を促進するため、富山県地域交通ビジョン（平成 28 年 3 月策定）に基づき、市町村や交通事業者等と連携しながら公共交通機関の利便性の向上や交通ネットワークを充実 富山県地域交通戦略会議において、地域公共交通計画の策定に向けた協議を実施 	
万葉線株式会社 <ul style="list-style-type: none"> 年間を通じて利用しやすくするため、学生向け通学年間定期券を販売 覚えやすく公共交通をより快適に利用してもらえるパターンダイヤの導入 各種イベント等への臨時電車増発による対応 金曜日の深夜便増発 10 枚分の金額で、13 枚綴りのお得なシニアお出かけ回数券を販売 	
加越能バス株式会社 <ul style="list-style-type: none"> バス運行時間及び運行経路の見直し ダイヤ改正（ダイヤの平準化） 運賃のキャッシュレス化拡大の検討 スマホ等を利用した運賃精算方法について他社事例などを参考に引き続き検討 共通乗車券などでの利便性の向上 	

第 1 章 道路の安全 第 3 節 道路の安全についての対策 II 講じようとする施策 1 道路環境の整備 (12) 災害に備えた道路環境の整備	第 11 次富山県交通安全計画 36 ~ 37 ページ参照
推進項目	
ア 災害に備えた道路の整備 イ 災害に強い交通安全施設等の整備 ウ 災害発生時における交通規制 エ 災害発生時における情報提供の充実	
本年度の実施計画	
道路課 <ul style="list-style-type: none"> 橋梁の耐震対策 4 橋 	
交通規制課 <ul style="list-style-type: none"> 信号機電源付加装置等の整備 	
中日本高速道路株式会社 <ul style="list-style-type: none"> 橋梁の床版取替え 4 橋 交通監視カメラの整備 インターネットによる道路交通情報の提供（アイハイウェイ中日本 http://c-ihighway.jp./） 	

第 1 章 道路交通安全	第 11 次富山県交通安全計画
第 3 節 道路交通安全についての対策	37 ~ 39
II 講じようとする施策	ページ参照
1 道路交通環境の整備	
(13) 総合的な駐車対策の推進	
推進項目	
ア きめ細やかな駐車規制の推進 イ 違法駐車対策の推進 ウ 駐車場等の整備 エ 違法駐車を排除する気運の醸成・高揚 オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進	
本年度の実施計画	
交通戦略企画課	
・ 市町村又は交通事業者等が実施するパークアンドライド駐車場の整備事業に対する支援	
交通規制課	
・ 地域住民等からの意見要望や交通状況などに応じて規制の見直し等を推進	
万葉線株式会社	
・ パーク&ライド駐車場の確保（米島口停留場と江尻停留場付近）	

第 1 章 道路交通安全	第 11 次富山県交通安全計画																					
第 3 節 道路交通安全についての対策	39 ~ 41																					
II 講じようとする施策	ページ参照																					
1 道路交通環境の整備																						
(14) 雪に強いまちづくりに対応した交通安全の確保																						
推進項目																						
ア 雪に強い交通安全施設等の整備 イ 雪に強い道路整備等の推進 ウ 道路除排雪の推進 エ 冬期間における交通安全の確保 オ 冬期間における富山県内の道路交通の確保 カ 冬期間における公共交通機関利用の促進																						
本年度の実施計画																						
北陸信越運輸局富山運輸支局																						
・ 適切な冬用タイヤを装着し適切な措置を講じるよう各業界、自動車ユーザーに対し周知する。																						
北陸地方整備局富山河川国道事務所																						
・ 道路除排雪の推進																						
除雪区間延長 L=217.1 km																						
除雪車台数 85 台																						
道路課																						
・ 除雪・雪寒対策																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種別</th> <th>事業量</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>除雪</td> <td>2,318 km</td> <td>1,800,000 千円</td> </tr> <tr> <td>雪崩対策施設</td> <td>37 カ所</td> <td>441,500 千円</td> </tr> <tr> <td>消雪施設</td> <td>28 カ所</td> <td>494,800 千円</td> </tr> <tr> <td>除雪機械</td> <td>7 台</td> <td>300,000 千円</td> </tr> <tr> <td>堆雪帯整備</td> <td>1 台</td> <td>7,300 千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>3,043,600 千円</td> </tr> </tbody> </table>		事業種別	事業量	事業費	除雪	2,318 km	1,800,000 千円	雪崩対策施設	37 カ所	441,500 千円	消雪施設	28 カ所	494,800 千円	除雪機械	7 台	300,000 千円	堆雪帯整備	1 台	7,300 千円	合計		3,043,600 千円
事業種別	事業量	事業費																				
除雪	2,318 km	1,800,000 千円																				
雪崩対策施設	37 カ所	441,500 千円																				
消雪施設	28 カ所	494,800 千円																				
除雪機械	7 台	300,000 千円																				
堆雪帯整備	1 台	7,300 千円																				
合計		3,043,600 千円																				
交通規制課																						
・ 信号灯器の小型・薄型化																						
・ 大型張出式道路標識の路側柱化（落雪による車両等への被害防止）																						
中日本高速道路株式会社																						
・ 凍結防止を含む除雪体制の配置（8 基地 約 140 台）																						
・ 国道等との情報連絡体制の確立																						
・ 交通管理者との連携強化（富山県警、新潟県警、石川県警及び岐阜県警）																						
万葉線株式会社																						
・ 冬期除雪作業マニュアルにより、気象状況に応じた除雪を実施																						

第 1 章	道路交通の安全	第 11 次富山県交通安全計画
第 3 節	道路交通の安全についての対策	41 ~ 42
II	講じようとする施策	ページ参照
1	道路交通環境の整備	
(15)	道路交通情報の充実	
推進項目		
ア	情報収集・提供体制の充実	イ ITS を活用した道路交通情報の高度化
ウ	適正な道路交通情報提供事業の促進	エ 分かりやすい道路交通環境の確保
本年度の実施計画		
交通規制課		
<ul style="list-style-type: none"> 交通状況に応じて信号制御や交通管制センターなどの改良を順次実施 		

第 1 章	道路交通の安全	第 11 次富山県交通安全計画
第 3 節	道路交通の安全についての対策	42 ~ 43
II	講じようとする施策	ページ参照
1	道路交通環境の整備	
(16)	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	
推進項目		
ア	道路の使用及び占用の適正化等	イ 休憩施設等の整備の推進
エ	道路法に基づく通行の禁止又は制限	ウ 子供の遊び場等の確保
本年度の実施計画		
北陸地方整備局富山河川国道事務所		
<ul style="list-style-type: none"> 道路の使用及び占用の適正化等 <ul style="list-style-type: none"> 定期的なパトロールによる指導を実施 道路占有調整会議を開催し、道路管理者から各占有者に対して適正な占有手続き及び占有物件の維持管理等について周知徹底 		
道路課		
<ul style="list-style-type: none"> 道路占用の適正化 <ul style="list-style-type: none"> 掘り返し防止の指導を強化 地下占有物件の実態把握と指導監督 不法屋外広告物の指導取締りを強化し、道路の環境浄化 道路占用の抑制と許可の適正化 <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携を強化し、指導監督の徹底 道路占有工事現場の現地確認調査の徹底 <ul style="list-style-type: none"> 道路占有許可条件の履行状況の調査実施 道路占有原状回復状況の調査実施 歩道等の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> 歩道等における無許可道路占用の指導取締り実施 歩道等に放置されている二輪車、自転車等の指導取締り実施 歩道工事の適正化と歩道環境の改善 不法占有物件等の除去 <ul style="list-style-type: none"> 通学（園）路及び交差点付近を最重点とした恒常的な指導取締りを強化し、違反物件を除去 		
交通規制課		
<ul style="list-style-type: none"> 道路使用の適正化を図るため、関係機関と連携した指導の推進 		

第 1 章 道路交通の安全 第 3 節 道路交通の安全についての対策 II 講じようとする施策 2 交通安全思想の普及徹底	第 11 次富山県交通安全計画 46 ~ 47 ページ参照
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進（幼児・小学生）	
推進項目	
ア 幼児に対する交通安全教育の推進 イ 小学生に対する交通安全教育の推進	
本年度の実施計画	
小中学校課、県立学校課 <ul style="list-style-type: none"> 年度を通じた交通安全指導の実施（幼稚園、小学校、義務教育学校及び特別支援学校） 警察等の関係機関と連携した交通安全教室の開催（幼稚園、小学校、義務教育学校及び特別支援学校） 	
県民生活課 <ul style="list-style-type: none"> 三世交代交流交通安全のつどい 世代間交流ヒヤリマップ作成事業 	
交通企画課 <ul style="list-style-type: none"> 横断歩道「おもいやり」作戦 2020 自転車交通安全教室修了証交付事業（富山市を管轄する警察署を除く県内各警察署の全小学校で実施） 自転車の安全利用の推進（5月） 	
万葉線株式会社 <ul style="list-style-type: none"> 小学生の通学路となっている踏切道での踏切安全指導の実施（4月） 	

第 1 章 道路交通の安全 第 3 節 道路交通の安全についての対策 II 講じようとする施策 2 交通安全思想の普及徹底	第 11 次富山県交通安全計画 47 ~ 48 ページ参照
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進（中学生・高校生）	
推進項目	
ウ 中学生に対する交通安全教育の推進 エ 高校生に対する交通安全教育の推進	
本年度の実施計画	
小中学校課、県立学校課 <ul style="list-style-type: none"> 年度を通じた交通安全指導の実施（中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校） 警察等の関係機関と連携した交通安全教室の開催（中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校） 「サイクル安全リーダー」の委嘱・活動への協力（中学校、義務教育学校及び高等学校） 卒業生対象の運転免許取得に関する指導（高等学校及び特別支援学校） 	
県民生活課 <ul style="list-style-type: none"> 自転車利用の中高校生対象の反射材貼付事業の実施 	
交通企画課 <ul style="list-style-type: none"> 横断歩道「おもいやり」作戦 2020 自転車の安全利用の推進（5月） スクエアード・ストレイトによる自転車交通安全教室（スタントマンチームによる自転車事故の実演、合計4回） 	
万葉線株式会社 <ul style="list-style-type: none"> 安全島の無い平面電停での交通安全指導の実施（12月） 	

第 1 章 道路交通の安全 第 3 節 道路交通の安全についての対策 II 講じようとする施策 2 交通安全思想の普及徹底	第 11 次富山県交通安全計画 48 ~ 50 ページ参照
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進（成人・高齢者）	
推進項目	
オ 成人に対する交通安全教育の推進 カ 高齢者に対する交通安全教育の推進	
本年度の実施計画	
県民生活課 <ul style="list-style-type: none"> ・ サポカー体験型高齢者交通安全教室 ・ 三世代交流交通安全のつどい ・ 世代間交流ヒヤリマップ作成事業 	
交通企画課 <ul style="list-style-type: none"> ・ 横断歩道「おもいやり」作戦 2020 ・ 交通安全いきいき教室（4月～翌年3月） ・ 高齢者シルバードライビングスクール ・ 自転車の安全利用の推進（5月） ・ やわやわ（補償）運転自主宣言（6月1日～11月30日） ・ 富山県警察学生安全ボランティア（参加期間6月～翌年3月） ・ どこでも交通安全サポート事業 	
万葉線株式会社 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全島の無い平面電停での交通安全指導の実施（12月） ・ 交差点での右折車両への交通安全指導の実施（夏の交通安全県民運動期間中） ・ 自動車学校への「路面電車に関する交通ルールと正しい交通マナー」のチラシを配布 	

第 1 章 道路交通の安全 第 3 節 道路交通の安全についての対策 II 講じようとする施策 2 交通安全思想の普及徹底	第 11 次富山県交通安全計画 50 ~ 51 ページ参照
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進（障害者、外国人など）	
推進項目	
キ 障害者に対する交通安全教育の推進 ク 外国人に対する交通安全教育等の推進 ケ 交通事犯被収容者に対する教育活動等の充実 コ 交通事犯により保護観察に付された者に対する保護観察の充実	
本年度の実施計画	
※本年度の取組はなし	

第 1 章 道路交通事故の安全	第 11 次富山県交通安全計画
第 3 節 道路交通事故の安全についての対策	51 ~ 52
II 講じようとする施策	ページ参照
2 交通安全思想の普及徹底	
(2) 効果的な交通安全教育の推進	
推進項目	
参加・体験・実践型の教育方法の活用、資機材の貸与・講師の派遣・情報提供等相互の連携、交通安全教育指導者の育成・確保、ドライブレコーダー等の機器の活用、ライフスタイル・技術の進展を踏まえた教育の推進、ウェブサイト等対面によらない交通安全教育・広報啓発の推進	
本年度の実施計画	
県民生活課	
・ サポカー体験型高齢者交通安全教室	
交通企画課	
・ 高齢者シルバードライビングスクール	
・ どこでも交通安全サポート事業	

第 1 章 道路交通事故の安全	第 11 次富山県交通安全計画
第 3 節 道路交通事故の安全についての対策	52 ~ 58
II 講じようとする施策	ページ参照
2 交通安全思想の普及徹底	
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
推進項目	
ア 交通安全運動の推進 ク 効果的な広報の実施 ケ その他の普及啓発活動の推進	
本年度の実施計画	
北陸信越運輸局	
・ 先進安全自動車（ASV）の普及を促進するため HP による情報発信	
県民生活課	
・ 各季における交通安全運動の実施（春、夏、秋、年末の 4 回）	
・ 「みんなですすめる交通安全県民運動」の実施（通年）	
・ 富山県交通安全県民大会の開催（9 月 4 日）	
・ 「たっしゅけ気つけられエ」運動の実施（重点 6 月、10 月）	
交通企画課	
・ 各季における交通安全運動の実施（春、夏、秋、年末の 4 回）	
・ 安全運転サポート車体験会（通年）	
万葉線株式会社	
・ 小学生の通学路となっている踏切道での踏切安全指導の実施（4 月）	
・ 安全島の無い電停である片原町停留場での安全指導の実施（春の全国交通安全運動期間中）	
・ 交差点での右折車両への交通安全運動の実施（夏の交通安全県民運動期間中）	
・ 安全島の無い電停である新吉久・吉久停留場での安全指導の実施（秋の全国交通安全運動期間中）	
・ 安全島の無い電停である片原町停留場での安全指導の実施（年末の交通安全県民運動期間中）	

第 1 章	道路交通事故の安全	第 11 次富山県交通安全計画 53 ~ 54 ページ参照
第 3 節	道路交通事故の安全についての対策	
II	講じようとする施策	
2	交通安全思想の普及徹底	
(3)	交通安全に関する普及啓発活動の推進	
推進項目		
イ 横断歩行者の安全確保		
本年度の実施計画		
県民生活課		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 富山県交通安全アドバイザーによる街頭活動 ・ 横断歩道おもいやりの日（毎月 11 日、21 日）の活動 		
交通企画課		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 横断歩道「おもいやり」作戦 2020 		

第 1 章	道路交通事故の安全	第 11 次富山県交通安全計画 54 ~ 55 ページ参照
第 3 節	道路交通事故の安全についての対策	
II	講じようとする施策	
2	交通安全思想の普及徹底	
(3)	交通安全に関する普及啓発活動の推進	
推進項目		
ウ 自転車の安全利用の推進		
本年度の実施計画		
県民生活課		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 富山県交通安全アドバイザーによる街頭指導 ・ 自転車利用の中高校生対象の反射材貼付事業の実施 		
交通企画課		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車交通安全教室修了証交付事業（富山市を管轄する警察署を除く県内各警察署の全小学校で実施） ・ 自転車の安全利用の推進（5月） ・ スケアード・ストレイトによる自転車交通安全教室（スタントマンチームによる自転車事故の実演、合計4回） 		



※第 11 次富山県交通安全計画より引用

第 1 章 道路交通安全	第 11 次富山県交通安全計画
第 3 節 道路交通安全についての対策	55 ~ 56
II 講じようとする施策	ページ参照
2 交通安全思想の普及徹底	
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
推進項目	
エ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底	
オ チャイルドシートの正しい使用の徹底	
本年度の実施計画	
県民生活課	
・ チャイルドシート適正使用支援事業	
交通企画課	
・ シートベルトコンビンサー体験事業（通年）	

第 1 章 道路交通安全	第 11 次富山県交通安全計画
第 3 節 道路交通安全についての対策	56 ~ 57
II 講じようとする施策	ページ参照
2 交通安全思想の普及徹底	
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
推進項目	
カ 反射材用品等の普及促進及び着用の定着化	
キ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進	
本年度の実施計画	
県民生活課	
・ 高齢者対象の反射材貼付事業の実施	
交通企画課	
・ 交通安全いきいき教室	
・ 反射材直接貼付活動の推進	
・ 酒類提供飲食店と連携した車両利用者に対する酒類提供の禁止の啓発	
・ ハンドルキーパー運動の周知	



※第 11 次富山県交通安全計画より引用

第 1 章	道路交通の安全	第 11 次富山県交通安全計画 59 ~ 59 ページ参照
第 3 節	道路交通の安全についての対策	
II	講じようとする施策	
2	交通安全思想の普及徹底	
(4)	交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	
推進項目		
交通安全指導者の養成、諸行事に対する援助・資料の提供、交通安全関係団体等の連絡協議、ボランティアの主体的活動・連絡協力体制の整備など		
本年度の実施計画		
県民生活課		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 富山県交通安全母の会連合会通常総会・研修会の開催の支援 ・ 富山県交通安全アドバイザー研修会（4月） ・ 富山県交通安全アドバイザーによる高齢者宅訪問指導・街頭啓発活動（通年） ・ 富山県交通安全チャレンジ1・2・3運動の実施（7月21日から11月20日） 		
交通企画課		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 富山県警察学生安全ボランティア（参加期間6月～翌年3月） ・ 交通指導員リーダー研修会（11月） ・ 地域交通安全活動推進委員研修会（10月） 		

第 1 章	道路交通の安全	第 11 次富山県交通安全計画 59 ~ 59 ページ参照
第 3 節	道路交通の安全についての対策	
II	講じようとする施策	
2	交通安全思想の普及徹底	
(5)	地域における交通安全活動への参加・協働の推進	
推進項目		
住民や道路利用者らによる「ヒヤリ地図」作成、交通安全総点検、交通安全市町村計画の活用・広報など		
本年度の実施計画		
県民生活課		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度富山県交通安全実施計画の策定 ・ 三世代交流交通安全のつどい ・ 世代間交流ヒヤリマップ作成事業 		

第 1 章	道路交通の安全	第 11 次富山県交通安全計画 61 ~ 62 ページ参照
第 3 節	道路交通の安全についての対策	
II	講じようとする施策	
3	安全運転の確保	
(1)	運転者教育等の充実	
推進項目		
<p>ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実</p> <p>イ 運転者に対する再教育等の充実</p> <p>ウ 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育</p> <p>エ 二輪車安全運転対策の推進</p>		

本年度の実施計画

運転免許センター

- ・ 運転者教育の充実等
 - 1 取消処分者講習の充実
妨害運転等を行った運転者の運転行動改善を目的としたディスカッション指導導入による講習内容の充実を図る。
 - 2 効果的な再教育の実施（取消処分者講習、初心運転者講習、停止処分者等講習、更新時講習）
運転者に対し、交通事故の発生実態を踏まえたタイムリーな再教育を推進するほか、妨害運転の防止、歩行者優先意識の高揚など、県民の関心の高い内容を重点的に盛り込み、教育内容の充実を図る。
 - 3 講習指導員の資質向上
講習指導員に対する各種講習を通じ、運転適性検査・指導者能力の向上を図り、より高度な運転者再教育の実施に資する。

第 1 章 道路交通の安全
第 3 節 道路交通の安全についての対策
II 講じようとする施策
3 安全運転の確保

第 11 次富山県交通安全計画
62 ～ 62
ページ参照

(1) 運転者教育等の充実

推進項目

オ 高齢運転者対策の充実

本年度の実施計画

県民生活課

- ・ サポカー体験型高齢者交通安全教室

運転免許センター

- ・ 高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査の円滑な実施
- ・ 指定自動車教習所における主体的な講習・検査の実施



※第 11 次富山県交通安全計画より引用

第 1 章 道路交通の安全 第 3 節 道路交通の安全についての対策 II 講じようとする施策 3 安全運転の確保 (1) 運転者教育等の充実	第 11 次富山県交通安全計画 63 ~ 63 ページ参照
推進項目	
カ シートベルト・チャイルドシート及びヘルメットの正しい着用の徹底 キ 自動車安全運転センターの業務の充実 ク 自動車運転代行業の指導育成等 ケ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実 コ 危険な運転者の早期排除	
本年度の実施計画	
北陸信越運輸局 (ケ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実) <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車運送事業者等に対し、高齢運転者等に適性診断を受診させるように周知 ・ 適性診断の実施者への民間参入を促進 	

第 1 章 道路交通の安全 第 3 節 道路交通の安全についての対策 II 講じようとする施策 3 安全運転の確保 (2) 運転免許制度の改善	第 11 次富山県交通安全計画 63 ~ 64 ページ参照
推進項目	
手続きの簡素化による負担軽減、交通事故被害者の心情に沿った対応、高齢者の受入体制の拡充、障害者等のための設備・資機材の整備、安全運転相談窓口等での安全運転相談活動の充実など	
本年度の実施計画	
運転免許センター <ul style="list-style-type: none"> ・ 更新時等の機会を捉えた高齢者の自主返納制度の教示 ・ 高齢者の自主返納に対する各自治体等の支援事業の教示 ・ 運転に不安を感じる本人・家族等との面談実施による自主返納の教示 ・ 安全運転相談ダイヤル（全国統一#8080・シャープハレバレ）の周知 ・ サポートカー限定免許制度の周知 <p>運転に不安を感じる高齢運転者等は、運転免許証の自主返納制度があるが、自主返納すると全く運転できなくなることから、より安全な自動車に限定して運転を継続するという中間的な選択肢として、申請により、運転できる自動車を「サポートカー」に限定する条件を免許に付与すること等を内容とする制度を周知する。</p>	

第 1 章 道路交通の安全 第 3 節 道路交通の安全についての対策 II 講じようとする施策 3 安全運転の確保 (3) 安全運転管理の推進	第 11 次富山県交通安全計画 64 ~ 64 ページ参照
--	---

推進項目
交通安全教育指針に基づいた教育の推進、安全運転管理者等の指導、安全運転管理者等未選任事業所の一掃、企業内の安全運転管理体制の充実強化、ドライブレコーダーの普及促進・安全教育等への活用等
本年度の実施計画
万葉線株式会社
・ドライブレコーダーを活用した、運転士への教育指導

第 1 章 道路交通の安全 第 3 節 道路交通の安全についての対策 II 講じようとする施策 3 安全運転の確保 (4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	第 11 次富山県交通安全計画 64 ～ 67 ページ参照
---	-------------------------------------

推進項目
ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立 イ 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底 ウ 根本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶 エ ICT・新技術を活用した安全対策の推進 オ 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策 カ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策 キ 運転者の健康起因事故防止対策の推進 ク 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等

本年度の実施計画
北陸信越運輸局・北陸信越運輸局富山運輸支局
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車運送事業者に対する監査の実施 ・自動車運送事業者に対する運輸安全マネジメント評価の実施 ・自動車運送事業者に対する年末年始輸送安全総点検の実施 ・事業用自動車事故要因分析調査の実施及び調査結果等の周知 ・自動車運送事業者に対する法令遵守及び事故防止対策の周知 ・運行管理者・整備管理者等に対する講習・研修の実施 ・事故防止対策支援推進事業による安全対策機器の普及促進のための補助事業の実施
万葉線株式会社
・年間計画に基づく事故防止会議による教育

第 1 章 道路交通の安全 第 3 節 道路交通の安全についての対策 II 講じようとする施策 3 安全運転の確保 (5) 交通労働災害の防止等	第 11 次富山県交通安全計画 67 ～ 67 ページ参照
---	-------------------------------------

推進項目
ア 交通労働災害の防止 イ 運転者の労働条件の適正化等

本年度の実施計画
富山労働局
<ul style="list-style-type: none"> ・管下労働基準監督署による運輸交通業を営む事業場に対する監督指導（通年） ・労働時間適正化指導員による個別訪問指導（7月～10月・年間約30件） ・新規許可等運送事業者への集団指導（2月～3月）

(6) **道路交通に関連する情報の充実**

推進項目

- ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等 イ 国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策
 ウ 気象情報等の充実

本年度の実施計画

富山地方気象台

- ・ 道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有や ICT の活用等に留意し、主に次のことを行う。
 - 1 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。また、国際的な協力として、世界気象機関（WMO）が策定した世界気象監視（WWW）計画を積極的に推進する。
 - 2 地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等

地震・津波・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・津波・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。

 - (1) 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進

緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。
 - (2) 津波警報等の確実な運用

地震計による観測に基づき速やかに津波警報等の第一報の発表を行う。その後、広帯域地震計を活用した地震の規模の精密な解析や沖合津波計を活用した津波の範囲・規模の予測等の解析を行い、それらに基づく津波警報等の更新を適切に行う。
 - (3) 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進

火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの改善を推進する。
 - 3 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

 - (1) 気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル（危険度分布）」や、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。
 - (2) 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。
 - (3) 南海トラフ地震臨時情報等

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規

模な地震が発生するおそれがあると認める時は、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。

また、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には「南海トラフ地震臨時情報」を、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖における大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合には「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を公表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(4) 噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表する。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。

これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

4 気象知識等の普及

運輸事業者や防災機関の担当者に対し、特別警報・警報・予報等の伝達等に関する説明会やワークショップ、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識の普及を行う。

第 1 章 道路交通安全

第 3 節 道路交通安全についての対策

II 講じようとする施策

4 車両の安全性の確保

第 11 次富山県交通安全計画

70 ~ 72

ページ参照

(1) **車両の安全性に関する基準等の改善の推進**

推進項目

- ア 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等
- イ 先進安全自動車 (ASV) の開発・普及の促進
- ウ 高齢運転者による事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進
- エ 車両の安全性等に関する日本産業規格の整備

本年度の実施計画

北陸信越運輸局

- ・ 先進安全自動車 (ASV) の普及を促進するため HP による情報発信を行う。

第 1 章 道路交通安全

第 3 節 道路交通安全についての対策

II 講じようとする施策

4 車両の安全性の確保

第 11 次富山県交通安全計画

72 ~ 73

ページ参照

(2) **自動運転車の安全対策・活用の推進**

推進項目

- ア 自動運転車に係る安全基準の策定
- イ 安全な無人自動運転移動サービス車両の実現に向けた取組の促進
- ウ 自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進
- エ 自動運転車に係る電子的な検査の導入や審査・許可制度の適確な運用
- オ 自動運転車の事故に関する原因究明及び再発防止に向けた取組の推進

本年度の実施計画

北陸信越運輸局

- ・ 自動運転車の実証実験などの実例を情報発信し、自動運転車の技術開発及び実証実験の促進
- ・ 自動運転車の実証実験中の事故の原因究明及び再発防止に係る情報発信

第 1 章 道路交通安全	第 11 次富山県交通安全計画
第 3 節 道路交通安全についての対策	73 ~ 74
II 講じようとする施策	ページ参照
4 車両の安全性の確保	
(3) 自動車アセスメント情報の提供等	
推進項目	
自動車使用者に定期的に提供する自動車アセスメント事業の推進、周知促進、より安全なチャイルドシートの普及拡大等	
本年度の実施計画	
北陸信越運輸局富山運輸支局	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車の使用者に対して、申請窓口、講習会等の機会を捉えて、パンフレット等により安全な自動車、チャイルドシートの普及促進を行う。 	

第 1 章 道路交通安全	第 11 次富山県交通安全計画
第 3 節 道路交通安全についての対策	74 ~ 75
II 講じようとする施策	ページ参照
4 車両の安全性の確保	
(4) 自動車の検査及び点検整備の充実	
推進項目	
ア 自動車の検査の充実 イ 型式指定制度の充実 ウ 自動車点検整備の充実	
本年度の実施計画	
北陸信越運輸局富山運輸支局	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車点検整備推進運動の実施（通年）、9月10月を強化月間 ・ 無料点検イベントの実施（7月、9月、10月各1回開催） ・ 自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者の整備主任者及び自動車検査員の研修 ・ 自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者に対する監査の実施（各事業者年1回以上） ・ ナンバー読み取り装置を活用した無車検車の把握及び指導 	
北陸信越運輸局	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車特定整備事業者を支援するための中小企業の経営力向上計画の認定を推進 	

第 1 章 道路交通安全	第 11 次富山県交通安全計画
第 3 節 道路交通安全についての対策	75 ~ 76
II 講じようとする施策	ページ参照
4 車両の安全性の確保	
(5) リコール制度の充実・強化	
推進項目	
自動車製作者等からの情報収集体制の強化など	
本年度の実施計画	
北陸信越運輸局・北陸信越運輸局富山運輸支局	
<ul style="list-style-type: none"> ・ リコール等の疑いがある事故情報の収集 	

第 1 章	道路交通の安全	第 11 次富山県交通安全計画
第 3 節	道路交通の安全についての対策	76 ~ 76
II	講じようとする施策	ページ参照
	4 車両の安全性の確保	
(6)	自転車の安全性の確保	
推進項目		
自転車利用者による定期点検や正しい利用の指導を受ける気運の醸成、損害賠償責任保険等への加入促進、灯火の取付けの徹底、反射器材等の普及促進		
本年度の実施計画		
※本年度の取組はなし		

第 1 章	道路交通の安全	第 11 次富山県交通安全計画
第 3 節	道路交通の安全についての対策	77 ~ 78
II	講じようとする施策	ページ参照
	5 道路交通秩序の維持	
(1)	交通指導取締りの強化等	
推進項目		
ア 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等		
イ 高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等		
本年度の実施計画		
交通指導課		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 横断歩行者等妨害等違反取締りの強化 ・ 飲酒運転、速度超過、ながら運転、あおり運転等重大事故に直結する違反取締りの強化 ・ 自転車等の安全利用に向けた取締りの強化 ・ 可搬式自動速度違反取締装置を活用した生活道路等における速度取締りの強化 		

第 1 章	道路交通の安全	第 11 次富山県交通安全計画
第 3 節	道路交通の安全についての対策	79 ~ 79
II	講じようとする施策	ページ参照
	5 道路交通秩序の維持	
(2)	交通事故事件等に係る適正かつ綿密な捜査の一層の推進	
推進項目		
ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底		
イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化		
ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進		
本年度の実施計画		
交通指導課		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速・適正な交通事故事件捜査及び行政処分等の推進による悪質・危険な運転者の早期排除 ・ 初動活動の徹底や緻密な捜査による、重大・悪質な交通事故事件の検挙 		

第 1 章 道路交通の安全 第 3 節 道路交通の安全についての対策 II 講じようとする施策 5 道路交通秩序の維持 (3) 暴走族等対策の推進	第 11 次富山県交通安全計画 79 ~ 80 ページ参照
推進項目	
ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実 イ 暴走行為阻止のための環境整備 ウ 暴走族等に対する指導取締りの推進 エ 暴走族関係事犯者の再犯防止 オ 車両の不正改造の防止	
本年度の実施計画	
北陸信越運輸局富山運輸支局 ・ 不正改造車を排除する運動の実施（通年）、6月を強化月間 ・ 自動車特定整備事業者に対する不正改造防止研修 ・ 不正改造車、整備不良車の排除を目的とした街頭検査を実施（目標回数12回、台数1,630台）	
交通指導課 ・ 危険運転、騒音運転、整備不良車両の取締り強化	

第 1 章 道路交通の安全 第 3 節 道路交通の安全についての対策 II 講じようとする施策 6 救助・救急活動の充実 (1) 救助・救急体制の整備	第 11 次富山県交通安全計画 81 ~ 83 ページ参照
推進項目	
ア 救助体制の整備・拡充 イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実 ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 エ 救急救命士の養成・配置等の促進 オ 救助・救急資機材等の装備の充実 カ ヘリコプターによる救急業務の推進 キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備 ケ 現場急行支援システムの整備 コ 救急通報システム・事故自動通報システムの整備	
本年度の実施計画	
医務課 ・ 富山県総合防災訓練において、多数傷病者が発生したとの想定で消防機関と災害派遣医療チーム(DMAT)が連携した救助・救護訓練を実施 ・ 救急の日、救急医療週間において、各医療機関等におけるポスター掲示により広報啓発を実施 ・ 県職員等向け自動体外式除細動器(AED)講習会の開催 ・ 救急救命士病院実習受入促進事業（医療体制推進事業費補助金 8,813千円）	
中日本高速道路株式会社 （ク 高速自動車国道等における救急業務体制の整備） ・ 高速道路における救急業務を適切かつ効率的に行うために、市町など関係機関とともに消防訓練を実施する。 ・ 北陸自動車道と東海北陸自動車道において、救急業務を実施する市町に対し、財政措置を講じて、救急業務体制の充実を図る。	
機 関 名	
砺波地域消防組合 射水市消防本部 富山市消防局 立山町消防本部 富山県東部消防組合 新川地域消防組合	

第 1 章	道路交通の安全	第 11 次富山県交通安全計画 83 ~ 84 ページ参照
第 3 節	道路交通の安全についての対策	
II	講じようとする施策	
6	救助・救急活動の充実	
(2)	救急医療体制の整備	

推進項目

ア 救急医療機関等の整備 イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等 ウ ドクターヘリ事業の推進

本年度の実施計画

医務課

- ・ ドクターヘリ運航調整委員会の開催により、関係機関・団体の連携を図り、ドクターヘリの運用を円滑かつ効果的に推進
- ・ ランデブーポイントの確保 県内 612 箇所(R5. 4. 1 時点)
- ・ 小児初期救急センター運営事業（医療提供体制推進事業費補助金 5,100 千円）
- ・ 病院群輪番制病院運営事業（救急医療施設運営費等補助金 11,763 千円）
- ・ 地域救命センター運営事業（救急医療施設運営費等補助金 30,424 千円）
- ・ 救命救急センター運営事業（医療提供体制推進事業費補助金 57,225 千円）
- ・ 医学生に対する修学資金貸与（143,728 千円）
- ・ 救急科専門医等育成確保事業（6,540 千円）
- ・ 専攻医確保事業（645 千円）
- ・ 看護学生修学資金貸与（136,344 千円）
- ・ 新人看護職員研修事業補助（17,069 千円）
- ・ 看護職員育成研修支援事業（8,250 千円）

消防課

- ・ 救助体制の充実を図るため救助工作車等の整備、器具の充実を図るとともに、救急業務の高度化に対応するため必要となる高規格救急自動車や高度救命処置用資器材等の整備をより一層推進
- ・ 消防防災ヘリコプターの活用とドクターヘリとの連携を図り、ヘリコプターによる救助・救急業務を強化
- ・ 救急医療週間中の啓発ポスター掲示
- ・ 関係市町村等で構成している「高速道路富山県消防連絡協議会」を中心として、高速道路救急救助訓練を実施
- ・ 各 2 次医療圏に設置されている地域メディカルコントロール協議会において、医療機関と消防の連携を強化

第 1 章	道路交通の安全	第 11 次富山県交通安全計画 84 ~ 84 ページ参照
第 3 節	道路交通の安全についての対策	
II	講じようとする施策	
6	救助・救急活動の充実	
(3)	救急関係機関の協力関係の確保等	

推進項目

救急医療機関内の受入れ・連絡体制の明確化、ドクターカーの体制整備など

本年度の実施計画

※本年度の取組はなし

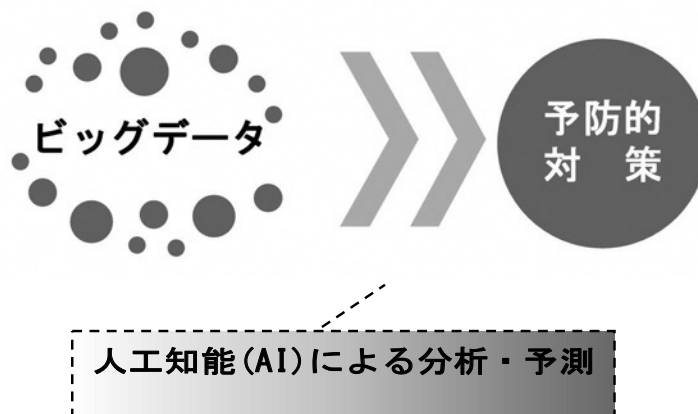
第 1 章 道路交通安全	第 11 次富山県交通安全計画
第 3 節 道路交通安全についての対策	86 ~ 86
II 講じようとする施策	ページ参照
7 被害者支援の充実と推進	
(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等	
推進項目	
ア 自動車損害賠償責任保険（共済）の適正化の推進 イ 政府の自動車損害賠償保障事業の適正な運用 ウ 無保険（無共済）車両対策の徹底 エ 任意の自動車保険（自動車共済）の充実等	
本年度の実施計画	
北陸信越運輸局	
<ul style="list-style-type: none"> 自動車損害賠償責任保険（共済）の期限切れ、かけ忘れに注意が必要であることの広報活動及び原付・軽二輪車を対象とした標章の監視活動 原付及び軽二輪車を対象とした自賠責保険（共済）標章の監視活動 幹線道路等において走行中の車両の運転者に対し、自賠責保険証書の提示を求める街頭取締活動 	

第 1 章 道路交通安全	第 11 次富山県交通安全計画
第 3 節 道路交通安全についての対策	86 ~ 87
II 講じようとする施策	ページ参照
7 被害者支援の充実と推進	
(2) 損害賠償の請求についての援助等	
推進項目	
ア 交通事故相談活動の推進 イ 損害賠償請求の援助活動等の強化	
本年度の実施計画	
県民生活課	
<ul style="list-style-type: none"> 交通事故相談所による相談業務（相談員 2 名体制、月 2 回弁護士による相談受付） 交通遺児に対する激励金支給 	

第 1 章 道路交通安全	第 11 次富山県交通安全計画
第 3 節 道路交通安全についての対策	87 ~ 89
II 講じようとする施策	ページ参照
7 被害者支援の充実と推進	
(3) 交通事故被害者支援の充実強化	
推進項目	
ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実 イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進 ウ 公共交通事故被害者への支援	
本年度の実施計画	
警察相談課	
<ul style="list-style-type: none"> 重大な交通事故の被害者に対する被害者支援及び被害者連絡の実施 中高生を対象とした命の大切さを学ぶ教室の開催（年間随時） 交通事故被害者遺族等による講演会の開催（年間随時） 被害者支援員研修会（5月） 被害者支援ネットワーク総会の開催（各地区、10月～2月） 	

- ・ 被害者支援広報活動の実施（全国犯罪被害者週間 11/25～12/1、広報重点月間 11 月、他随時）
- 北陸信越運輸局・北陸信越運輸局富山運輸支局**
- ・ 公共交通事故被害者支援室において、被害者からの相談を受けるとともに、公共交通事業者による被害者支援計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図る。
 - ・ 公共交通事故被害者等支援フォーラムを開催する。

第 1 章	道路交通の安全	第 11 次富山県交通安全計画
第 3 節	道路交通の安全についての対策	90 ～ 91
II	講じようとする施策	ページ参照
8	交通事故に関する調査研究の充実	
(1)	道路交通の安全に関する調査研究の推進	
推進項目		
ア 先端技術を活用した交通安全対策に係る調査分析の推進		
イ 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進 ウ 交通安全対策の評価・効果予測方法の充実		
本年度の実施計画		
交通企画課		
・ 人工知能 (AI) 等の先端技術を活用した交通安全対策に係る調査分析の推進		
万葉線株式会社		
・ ドライブレコーダーを活用した、運転士への教育		



※第 11 次富山県交通安全計画より引用

第 1 章	道路交通の安全	第 11 次富山県交通安全計画
第 3 節	道路交通の安全についての対策	91 ～ 91
II	講じようとする施策	ページ参照
8	交通事故に関する調査研究の充実	
(2)	道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化	
推進項目		
イベントデータレコーダー等マイクロデータの充実・活用の推進、交通事故調査・分析に係る情報発信など		
本年度の実施計画		
交通企画課		
・ 交通死亡事故発生時における現場臨場と事故発生要因の調査（随時）		
・ 交通事故分析研究班による交通事故発生要因等に関する調査研究（通年） 交通事故分析研究班報告書の取りまとめ（2月頃）		

第 1 章 道路の安全 第 3 節 道路の安全についての対策 II 講じようとする施策 9 高齢者の交通事故防止対策の強化 (1) 高齢者に対する交通安全教育の推進	第 11 次富山県交通安全計画 94 ~ 94 ページ参照
推進項目	
参加・体験・実践型の交通安全教育、身体機能の変化の理解の促進と安全行動の実践など	
本年度の実施計画	
高齢福祉課 ・ 老人クラブが実施する交通安全教室の開催に対する補助 県民生活課 ・ サポカー体験型高齢者交通安全教室 ・ 「たっしゅけ気つけられェ」運動の実施（重点 6 月、10 月） ・ 富山県交通安全チャレンジ 1・2・3 運動の実施（7 月 21 日から 11 月 20 日） ・ 3up 運動の実施 ・ 富山県交通安全アドバイザーによる高齢者宅訪問指導・街頭啓発活動（通年） 交通企画課 ・ やわやわ（補償）運転自主宣言（6 月 1 日～11 月 30 日） ・ 横断歩道「おもいやり」作戦 2020 ・ 交通安全いきいき教室（4 月～翌年 3 月） ・ 高齢者シルバードライビングスクール ・ どこでも交通安全サポート事業	

第 1 章 道路の安全 第 3 節 道路の安全についての対策 II 講じようとする施策 9 高齢者の交通事故防止対策の強化 (2) 高齢者に優しい・思いやり運転の推進	第 11 次富山県交通安全計画 95 ~ 95 ページ参照
推進項目	
早めの発見・早めの合図と減速など高齢者に優しい・思いやりを持った運転の意識啓発など	
本年度の実施計画	
県民生活課 ・ 「たっしゅけ気つけられェ」運動の実施（重点 6 月、10 月） ・ 富山県交通安全アドバイザーによる高齢者宅訪問指導・街頭啓発活動（通年） 交通企画課 ・ やわやわ（補償）運転自主宣言（6 月 1 日～11 月 30 日） ・ 横断歩道「おもいやり」作戦 2020 ・ 交通安全いきいき教室（4 月～翌年 3 月） ・ 高齢者シルバードライビングスクール（4 月～翌年 3 月） ・ どこでも交通安全サポート事業	

第 1 章	道路交通の安全	第 11 次富山県交通安全計画 95 ~ 95 ページ参照
第 3 節	道路交通の安全についての対策	
II	講じようとする施策	
9	高齢者の交通事故防止対策の強化	
(3)	地域ぐるみで高齢者を見守る気運の醸成	
推進項目		
高齢者の交通事故実態を反映した見守りや声かけ等の身近な活動の推進、世代間交流交通安全啓発活動の実施、ヒヤリマップの作成、多様な視点を取り入れた交通安全総点検等の推進など		
本年度の実施計画		
県民生活課		
<ul style="list-style-type: none"> 富山県交通安全アドバイザーによる高齢者宅訪問指導・街頭啓発活動（通年） 世代間交流ヒヤリマップ作成事業 三世代交流交通安全のつどい 「たっしゅけ気づけられエ」運動の実施 		

第 1 章	道路交通の安全	第 11 次富山県交通安全計画 95 ~ 95 ページ参照
第 3 節	道路交通の安全についての対策	
II	講じようとする施策	
9	高齢者の交通事故防止対策の強化	
(4)	反射材着用促進に向けた活動の推進	
推進項目		
反射材の有効性の周知、マスクタイプなど時節を捉えた反射材用品の紹介・広報など		
本年度の実施計画		
県民生活課		
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者対象の反射材貼付事業の実施 		

第 1 章	道路交通の安全	第 11 次富山県交通安全計画 96 ~ 96 ページ参照
第 3 節	道路交通の安全についての対策	
II	講じようとする施策	
9	高齢者の交通事故防止対策の強化	
(5)	運転免許を返納しやすい環境の整備	
推進項目		
安全運転相談窓口の広報周知、公共交通機関の割引運賃等助成・支援の充実など		
本年度の実施計画		
北陸信越運輸局		
<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通確保維持改善事業、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等により交通事業者が行う、ユニバーサルデザインタクシー等の導入に対する支援 		
交通戦略企画課		
<ul style="list-style-type: none"> 交通事業者が行う低床車両等の導入に対する支援 		
交通企画課		
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者運転免許証自主返納サポート活動 		
万葉線株式会社		
<ul style="list-style-type: none"> シニアお出かけ回数券の販売 65歳以上の方を対象に、終日利用可能な13枚つづりで10枚分の割引回数券の販売 		

第 2 章	鉄道交通の安全
第 2 節	鉄道交通の安全についての対策
II	講じようとする施策
10	鉄道の安全確保

1 **鉄道交通環境の整備**

推進項目

(1) 鉄道施設等の安全性の向上 (2) 運転保安設備等の整備

本年度の実施計画

北陸信越運輸局

- ・ 鉄道事業者が行う鉄道施設の老朽化対策等に対する補助
⇒鉄道施設総合安全対策事業費補助（老朽化対策、耐震対策、浸水対策、豪雨対策、地域鉄道安全対策）
⇒鉄道施設災害復旧対策事業
- ・ 平成 30 年 6 月に運輸安全委員会により国土交通大臣に提出された「軌間拡大による列車脱線事故の防止に係る意見について」の指摘を踏まえた、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進

広域交通・新幹線政策課

- ・ 鉄道会社が行う鉄軌道の安全設備等の整備事業に対する補助

万葉線株式会社

- ・ 鉄道施設等の安全性の向上として
レールの重軌条化
軌道道床交換
軌間拡大防止に係る PC 枕木の導入及びゲージタイの設置
- ・ 踏切保安設備の更新（1 箇所）

富山地方鉄道株式会社

- 鉄軌道施設の維持管理及び安全性向上
- ・ レール交換約 3.5 km（3.25 km + 0.29 km）を計画
 - ・ コンクリートまくら木の交換 2,462 本を計画
 - ・ 木まくら木の交換 1,281 本を計画
 - ・ 木まくら木の PC まくら木化 1,000 本を計画
 - ・ 木まくら木の合成まくら木化 82 本を計画
 - ・ 軌道道床交換 250m を計画
 - ・ 橋枕木の交換 714 本
 - ・ 橋梁補修 6 箇所

あいの風とやま鉄道株式会社

- ・ 鉄道施設の維持管理及び補修としてレール交換総延長約 3.1 km を計画
- ・ 橋梁等の施設については、橋梁ペイント塗装 4 橋、橋梁修繕 5 橋を計画
- ・ 運転保安設備の整備については、
ATS は全箇所整備済み
色灯式信号機の LED 化工事 2 箇所

鉄道事故のない社会を目指して

第 2 章第 1 節

- 1 鉄道は、多くの県民が利用する生活に欠くことのできない交通手段である。
- 2 県民が安心して利用できる、一層安全な鉄道輸送を目指し、重大な列車事故やホームでの事故への対策等、各種の安全対策を総合的に推進していく。

※第 11 次富山県交通安全計画より引用

第 2 章	鉄道交通の安全	第 11 次富山県交通安全計画
第 2 節	鉄道交通の安全についての対策	101 ~ 101
II	講じようとする施策	ページ参照
10	鉄道の安全確保	
2	鉄道交通の安全に関する知識の普及	
推進項目		
各季の交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施、「歩きスマホ」による危険性の周知、platform 事故 0（ゼロ）運動等における広報周知、非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底		
本年度の実施計画		
富山地方鉄道株式会社		
<ul style="list-style-type: none"> 通学路となっている踏切道での交通安全指導の実施 小学校への出前安全教室の実施（電車の乗降方法、ホームでの電車待ち方、踏切道の安全通行等） 安全啓発グッズの配布 		
北陸信越運輸局		
<ul style="list-style-type: none"> 酔客に対する事故防止のための注意喚起等の広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を普及する。 駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備についてわかりやすい表示の整備や、非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底 		
西日本旅客鉄道株式会社		
<p>自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対して、踏切支障時における迅速な踏切非常押ボタンの操作や早期脱出（遮断棒を押して出る）などの緊急措置の周知徹底を図るため、特に子供や高齢者を重点対象に踏切事故防止キャンペーンを推進する。</p> <p>具体的には、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の啓発活動を引き続き推進するとともに、高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。</p> <p>（補足）</p> <p>「4. その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置」と内容同一</p>		
万葉線株式会社		
<ul style="list-style-type: none"> 年間計画に基づく交通安全運動の実施 踏切交通安全指導 平面電停での交通安全指導 交差点の右折車両に対する交通安全指導 		
あいの風とやま鉄道株式会社		
<ul style="list-style-type: none"> 「歩きスマホ」禁止のポスターの掲出や混雑時の整列乗車の協力依頼放送を随時実施 		

鉄道交通の安全についての目標

第 2 章 第 1 節

- ① 乗客の死者数ゼロを目指す。
- ② 運転事故全体の死者数減少を目指す。

※第 11 次富山県交通安全計画より引用

第 2 章	鉄道交通の安全	第 11 次富山県交通安全計画
第 2 節	鉄道交通の安全についての対策	101 ~ 103
II	講じようとする施策	ページ参照
10	鉄道の安全確保	
3	鉄道の安全な運行の確保	

推進項目

- (1) 保安監査の実施 (2) 運転士の資質の保持 (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用
- (4) 気象情報等の充実 (5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
- (6) 運輸安全マネジメント評価の実施 (7) 計画運休への取組

本年度の実施計画

北陸信越運輸局

- ・ 定期的又は事故の発生状況に応じた保安監査等を実施する。
- ・ 運転士の資質確保のため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施するとともに、運転管理者及び乗務員指導管理者が、運転士に対して実施する教育等において適切に措置を講ずることを指導する。
- ・ 鉄道事業者に対し、降雪時等における状況に応じた迅速な除雪に向けての除雪車の出動準備、除雪体制の確認に関する徹底、また長時間にわたる駅間停車が見込まれる場合には運行再開と乗客救出の対応を並行して行うこと、及び利用者の行動判断に資する情報提供等を行うことの徹底について、指導する。
- ・ 鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を確認する運輸安全マネジメント評価を実施する。
また、事業者による自然災害への対応力の向上、防災体制の構築及び事前対策の強化等を図る「防災マネジメント」の取組を強化する。
- ・ 鉄軌道事業者の安全担当者等による保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策並びに安全上のトラブル情報等に関する情報共有、周知徹底を図る。
- ・ 法令等で報告対象となっていない安全上のトラブル情報について、鉄軌道事業者による情報の共有化を推進する。
さらに、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告の推進について指導する。
- ・ 大規模災害等が発生し鉄道施設が被災した場合、災害復旧に係る事業間連携に関する連絡調整会議等を立ち上げ、早期復旧に向けた対応を実施する。
鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測される場合は、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めることを指導する。

富山地方気象台

- ・ 鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、「第1 道路交通安全に関する施策」で述べた気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。
- ・ 特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。

万葉線株式会社

- ・ 社内保安監査の実施
- ・ 年間計画に基づく事故防止会議による教育
- ・ 計画的に添乗指導を実施
- ・ 運転指令により、直ちに情報を運転士に伝達
- ・ テレビ、パソコンによる情報収集の他、沿線に人を派遣し、現地の情報を収集
- ・ 異常時における作業マニュアルにより、迅速な対応
- ・ 社内で、計画⇒実行⇒検証を行い、改善を進める。
- ・ 気象情報を集め確認し、天候不順が予想される場合は、各気象機関から出される情報をもとに、気象状況に応じた運行体制を迅速に行う事により、計画運休を実施

富山地方鉄道株式会社

- ・ 安全マネジメント内部監査規程に基づく監査の実施
- ・ 緊急連絡体制の構築
- ・ 気象状況に応じた計画運休の実施

あいの風とやま鉄道株式会社

- ・ 気象台、民間気象会社の気象予測を参考に安全・安定輸送を実施
- ・ 指令を中心とした24時間対応の緊急連絡体制を構築
- ・ 自社規程に基づく安全監査の実施
- ・ 気象予測に基づくタイムライン策定
- ・ 駅・車内における多言語放送による情報提供体制整備

第 2 章	鉄道交通の安全	第 11 次富山県交通安全計画 103 ~ 103 ページ参照
第 2 節	鉄道交通の安全についての対策	
II	講じようとする施策	
10	鉄道の安全確保	
4	鉄道車両の安全性の確保	
推進項目		
発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関して保安上の確認を実施		
本年度の実施計画		
北陸信越運輸局		
<ul style="list-style-type: none"> 運輸安全委員会から公表された調査報告書、車両の故障データ及び検査データの分析結果等をもとに、車両故障等の予防対策を講じつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関して保安上の確認を実施する。 		
万葉線株式会社		
<ul style="list-style-type: none"> 他社の故障事例等の情報収集により、点検整備を実施 		

第 2 章	鉄道交通の安全	第 11 次富山県交通安全計画 103 ~ 103 ページ参照
第 2 節	鉄道交通の安全についての対策	
II	講じようとする施策	
10	鉄道の安全確保	
5	救助・救急活動の充実	
推進項目		
訓練の充実、関係機関の連携強化、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進		
本年度の実施計画		
北陸信越運輸局		
<ul style="list-style-type: none"> 鉄道の重大事故等に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化について指導する。 		
万葉線株式会社		
<ul style="list-style-type: none"> 本社に自動体外式除細動器（AED）を設置済み 		

第 2 章	鉄道交通の安全	第 11 次富山県交通安全計画 103 ~ 104 ページ参照
第 2 節	鉄道交通の安全についての対策	
II	講じようとする施策	
10	鉄道の安全確保	
6	被害者支援の推進	
推進項目		
関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、被害者等支援計画作成の促進など		
本年度の実施計画		
北陸信越運輸局・北陸信越運輸局富山運輸支局		
<ul style="list-style-type: none"> 公共交通事故被害者支援室において被害者からの相談を受けるとともに、公共交通事業者による被害者支援計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図る。 公共交通事故被害者等支援フォーラムを開催する。 		

第 3 章	踏切道における交通の安全	第 11 次富山県交通安全計画 108 ~ 109 ページ参照																		
第 2 節	踏切道における交通の安全についての対策																			
II	講じようとする施策																			
11	踏切道における交通の安全についての対策																			
1	踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進																			
推進項目																				
道路の新設・改築等における立体交差化、歩道拡張等の構造改良・カラー舗装等、バリアフリー化を含めた高齢者等の安全対策の促進など																				
本年度の実施計画																				
北陸信越運輸局																				
鉄道事業者が行う踏切保安設備の整備に対する補助 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道施設総合安全対策事業費補助（踏切保安設備整備） ・ 主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図る。 																				
道路課																				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 踏切道の拡幅 																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>路線名</th> <th>施行場所</th> <th>交差鉄道名</th> <th>踏切名</th> <th>施行年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道 路</td> <td>県道八町大門線</td> <td>射水市小島</td> <td>あいの風とやま鉄道線 貨物専用線</td> <td>小島</td> <td>R4～</td> </tr> <tr> <td>道 路</td> <td>県道小竹諏訪川原線</td> <td>富山市呉羽町</td> <td>あいの風とやま鉄道線</td> <td>馬面</td> <td>R4～</td> </tr> </tbody> </table>			事業名	路線名	施行場所	交差鉄道名	踏切名	施行年度	道 路	県道八町大門線	射水市小島	あいの風とやま鉄道線 貨物専用線	小島	R4～	道 路	県道小竹諏訪川原線	富山市呉羽町	あいの風とやま鉄道線	馬面	R4～
事業名	路線名	施行場所	交差鉄道名	踏切名	施行年度															
道 路	県道八町大門線	射水市小島	あいの風とやま鉄道線 貨物専用線	小島	R4～															
道 路	県道小竹諏訪川原線	富山市呉羽町	あいの風とやま鉄道線	馬面	R4～															
あいの風とやま鉄道株式会社																				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 踏切改良促進法において指定された 9 箇所内の、4 箇所は 2022 年度までに整備完了 残りの 5 箇所については、道路管理者と協議して順次整備 																				

踏切道における交通の安全についての目標

第 3 章 第 1 節

令和 7 年までに踏切事故件数を令和 2 年と比較して約 1 割削減することを目指す。

踏切事故のない社会を目指して

第 3 章 第 1 節

踏切事故は、長期的には減少傾向にあるが、改良すべき踏切道がなお残されており、引き続き踏切事故防止対策を推進することにより、踏切事故のない社会を目指す。

※第 11 次富山県交通安全計画より引用

第 3 章	踏切道における交通の安全	第 11 次富山県交通安全計画 109 ~ 109 ページ参照
第 3 節	踏切道における交通の安全についての対策	
II	講じようとする施策	
	11	踏切道における交通の安全についての対策
2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	
推進項目		
利用状況等を勘案した踏切遮断機の整備、警報時間制御装置の整備等、事故防止効果の高い踏切保安設備の整備、全方位型警報装置等の高規格化、通行止めや一方通行等の必要な交通規制の実施、道路標識の高輝度化等		
本年度の実施計画		
北陸信越運輸局		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道事業者が行う踏切保安設備の整備に対する補助を実施する。 ⇒鉄道施設総合安全対策事業（踏切保安設備整備） 		
広域交通・新幹線政策課		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道会社が行う踏切道の安全設備等の整備事業に対する補助 		
西日本旅客鉄道株式会社		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 踏切道の見通し確保のために全方位型警報灯の整備を着実に実施する。 		
万葉線株式会社		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道拡張に伴う踏切保安設備の更新と踏切道の拡幅 		
富山地方鉄道株式会社		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化した踏切保安設備の更新 		
あいの風とやま鉄道株式会社		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 遮断不良検出器の整備 5 踏切を計画 ・ 障害物検知装置の老朽取替え 2 踏切を計画 ・ 踏切警報機及び踏切遮断機の老朽取替え 11 踏切を計画 		

第 3 章	踏切道における道路交通の安全	第 11 次富山県交通安全計画 109 ~ 109 ページ参照
第 3 節	踏切道における交通の安全についての対策	
II	講じようとする施策	
	11	踏切道における交通の安全についての対策
3	踏切道の統廃合の促進	
推進項目		
地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められる第 3， 4 種踏切道の統廃合など		
本年度の実施計画		
北陸信越運輸局		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 踏切道の立体交差化等の実施に併せた踏切道の統廃合について推進する。 		
西日本旅客鉄道株式会社		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 踏切の統廃合に関しては鉄道事業者として関係者と連携して積極的に推進する。また合わせて使用実態のない踏切に関しては関係者と協議の上、統廃合や廃止を推進する。 		

<p>第 3 章 踏切道における道路交通の安全</p> <p>第 3 節 踏切道における交通の安全についての対策</p> <p>II 講じようとする施策</p> <p>11 踏切道における交通の安全についての対策</p>	<p>第 11 次富山県交通安全計画</p> <p>110 ～ 110</p> <p>ページ参照</p>
<p>4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置</p>	
<p>推進項目</p>	
<p>「踏切安全通行カルテ」の作成・公表、踏切通行時の違反行為の交通指導取締り、踏切事故防止キャンペーンの推進、災害時の管理方法を定める取組、冬期の踏切道の交通安全対策確保に向けた比較的交通量の少ない踏切道の交通規制強化、交通量の多い踏切道への消雪設備の設置など踏切道の除雪体制の強化など</p>	
<p>本年度の実施計画</p>	
<p>北陸信越運輸局</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急に対策が必要な踏切道等については、「踏切安全通行カルテ」を公表し、透明性を保ちながら各踏切道の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。 踏切道通行者に対して、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。 災害時における踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送に支障を来す等の課題に対応するため、関係者間で遮断時間に関する情報共有を図られ、遮断の解消や迂回に向けた災害時の管理方法を定められるよう取組を推進する。 	
<p>西日本旅客鉄道株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対して、踏切支障時における迅速な踏切非常押ボタンの操作や早期脱出（遮断棒を押し出る）などの緊急措置の周知徹底を図るため、特に子供や高齢者を重点対象に踏切事故防止キャンペーンを推進する。 具体的には、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の啓発活動を引き続き推進するとともに、高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。 	
<p>富山地方鉄道株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> 冬期間、交通量の少ない踏切の交通規制（通行止め） 	
<p>あいの風とやま鉄道株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国交通安全運動期間中、駅や車内放送で踏切事故防止に関する啓発放送を実施 	
<p>万葉線株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学生の通学路となっている踏切道での踏切安全指導の実施（4月） 	